平成２１年（フ）第９７６１号
大阪市生野区巽中４丁目10番16号
債務者　平田　文子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６号
広島県福山市引野町５丁目３番15―313号
債務者　細間　雄二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３７号
広島県福山市引野町５丁目３番15―313号
債務者　細間　公江
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２２号
広島県福山市東手城町４丁目12番27号　シティ長浜103、旧住所広島県福山市春日町５丁目６番38号　101
債務者　浦野　清孝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４２６号
横浜市戸塚区下倉田町1269番地33　グリーンパーク戸塚ヒルズウエスト棟103号
債務者　佐藤　康子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２４号
広島県福山市坪生町２丁目１番18号
債務者　阿波　伊美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１３８８号
東京都八王子市楢原町825番地５
債務者　中村惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４２４号
東京都東村山市美住町１丁目５番地美住町１丁目アパート１―102
債務者　高柳　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４２７号
東京都新宿区新宿１丁目15番６―702号
債務者　木内　政宏
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４５４号
東京都国立市西２丁目15番地の14ウェストコーポ１
債務者　川村　善樹
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７１号
岡山県久米郡久米南町神目中1276番地の１、住民票上の住所岡山県岡山市北区花尻あかね町11番地114　ロイヤルせのお203号
債務者　細川　義雄
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２２９９５号
東京都青梅市新町３丁目59―14　グランドハイム８―210
債務者　高橋　和也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４８号
東京都小金井市緑町４丁目12番５号大久保荘２Ｃ
債務者　近藤　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４８９号
東京都八王子市寺町25番地
債務者　岡田　君江
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９６７３号
東京都新宿区北新宿３―38―９、住民票上の住所兵庫県明石市二見町東二見686―403
債務者　永井　広市
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部